

平成24年10月11日開催  
決算審査特別委員会資料

平成23年度

# 鳥取県公営企業会計決算審査意見書

概要版

平成24年8月

鳥取県監査委員

## はじめに

知事から、平成23年度鳥取県公営企業会計の決算が監査委員に対し審査に付され、監査委員5人が慎重に審査し、審査意見書を平成24年8月6日付けで知事に提出しました。

その概要は次のとおりです。

## 《平成23年度鳥取県公営企業会計決算審査意見書》

### 第1 審査の概要

公営企業会計の決算審査は、県営の電気事業、工業用水道事業、埋立事業及び病院事業の四会計を対象とした。

審査に当たっては、知事から提出された決算及び決算附属書類について、

- 1 決算の計数は、正確であるか
- 2 決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか

などを重点に、地方公営企業法に定める「経営の基本原則」に基づいて、事業が経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかについて留意しながら、審査を実施した。

### 第2 審査の結果

決算の計数は、関係諸帳簿、証書類及び出納取扱金融機関の証明と符合し正確であり、また、決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めた。

### 第3 審査の意見

#### 1 企業会計（電気事業、工業用水道事業、埋立事業）

##### （1）三事業に共通する事項

###### ア 現状

###### 平成23年度の決算状況

- 電気事業は経常損益が2億423万円（1万円未満切捨て。以下同じ。）の利益となり前年度を上回っている。
- 工業用水道事業は経常損益が1億3,821万円の損失、埋立事業は経常損益が781万円の損失となっている。
- 全体の経常損益は5,819万円の利益となっている。

（単位：千円）

区 分	電気事業	工業用水道事業	埋立事業	合 計
経 常 損 益	204,234	△138,218	△7,818	58,198
特 別 利 益	—	—	4,983	4,983
特 別 損 失	—	—	94,052	94,052
当年度純損益	204,234	△138,218	△96,887	△30,871
当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）	204,234	△2,039,048	△96,887	△1,931,701

###### イ 課題及び意見

###### （ア）「鳥取県企業局経営改善計画」の着実な推進について

- 企業局では、平成23年3月に策定した「鳥取県企業局経営改善計画」に基づき、平成23年度から25年度までの3年間に、計画的かつ効率的で透明性の高い企業経営を進めるための取り組むこととしている。
- 計画策定から一年が経過し、積極的な取組の結果、供給電力量の増加や経費の削減など、収益の向上、コスト削減等の目標達成に向けて一定の成果が現れている。

- ついては、「鳥取県企業局経営改善計画」の推進に当たっては、再生可能エネルギーの活用に係る国の動向や、企業立地のリスク分散を図る企業の動きなどの事業環境の変化に注視しつつ、目標達成に向けた取組を着実に進められたい。

#### (イ) 効率的な資金運用について

- 内部留保資金の内、当面の支払いに充てる資金を除いた余裕資金は、現在、短期の大口定期預金で運用されている。しかし、電気事業では年間を通し中長期で運用可能な資金の存在が認められた。
- ついては、事業実施に係る必要資金額を踏まえ、確実かつ有利な資金運用に努められたい。

#### (ウ) 会計基準の見直しに対する対応について

- 民間の企業会計との均衡を図ることなどを目的とした地方公営企業会計制度の変更に伴い、会計基準も大きく見直され、平成26年度の予算及び決算から減損会計の導入、退職給付引当金への対応などの準備を行うことが必要となっている。
- ついては、会計基準の見直しに伴う移行作業を円滑に実施するとともに、移行後の会計処理が適正に行われるよう万全の準備を図られたい。

## (2) 電気事業

### ア 現状

(ア) 水力発電は、5月上旬までの融雪による水量増加があったこと等により、5カ所の発電所で目標供給電力量を上回るとともに、殿ダムの完成に伴う袋川発電所の稼働開始により、全体では目標に対し105.7%となった。

電力料収入は、中国電力との契約更新に伴う売電単価の引き下げにより、目標に対し100.5%にとどまった。

区 分	供給電力量 (MWh, %)			電力料収入 (千円, %)		
	目 標	実 績	率	目 標	実 績	率
平成23年度	162,538	171,768	105.7	1,648,791	1,657,313	100.5
平成22年度	159,459	150,353	94.3	1,707,573	1,661,969	97.3

(イ) 風力発電は安定した風速が得られた期間が短かったため、供給電力量、電力料収入ともに目標に対し85.3%となった。

区 分	供給電力量 (MWh, %)			電力料収入 (千円, %)		
	目 標	実 績	率	目 標	実 績	率
平成23年度	5,524	4,713	85.3	56,678	48,356	85.3
平成22年度	5,524	4,495	81.4	56,678	46,124	81.4

## イ 課題及び意見

### 再生可能エネルギーの導入について

- 「鳥取県企業局経営改善計画」では、地球温暖化対策への貢献として再生可能エネルギー（小水力、太陽光、風力発電等）の導入を進めることとしており、県営賀祥ダムの河川への放流水を利用した小水力発電事業や企業局施設への太陽光発電設備の設置などを進めている。
- また、県内の小水力発電の適地の調査を行うなど、環境への負荷が小さい再生可能エネルギーの導入の可能性について検討している。
- 平成24年7月にスタートした再生可能エネルギー固定価格買取制度では、法施行後3年間は、買取価格を定めるに当たり発電事業者の利潤に特に配慮することとされており、これにより小水力発電、太陽光発電等の事業化が推進されることが期待されている。
- ついては、再生可能エネルギーの積極的な導入に向け、引き続き関係機関と連携し取り組まれない。

### (3) 工業用水道事業

#### ア 現状

給水事業所数は1事業所増加したものの、契約給水量は1,700m<sup>3</sup>/日減少している。

区 分	平成23年度	平成22年度	増 減
給水事業所数	88	87	1
契約給水量(m <sup>3</sup> /日)	37,100	38,800	△1,700
年間総給水量(m <sup>3</sup> )	8,430,989	10,447,204	△2,016,215

#### イ 課題及び意見

##### (ア) 計画給水量の適正規模等について

- 日野川地区の計画給水量〔水利権〕(160,000m<sup>3</sup>/日)及び供給能力(77,000m<sup>3</sup>/日)は、契約給水量(30,500m<sup>3</sup>/日)に比べてともに余剰が見受けられる。

水リサイクル技術の進歩などにより、企業も経費節減のための節水に取り組んでいることも考えれば、今後、企業進出による大幅な需要の増がない限り、契約給水量が飛躍的に増加することは難しいと思われる。

- ついては、現在の供給能力の状況を勘案しつつ計画給水量(水利権)の適正規模を再検討し、その結果、なお計画給水量(水利権)に余剰があると見込まれる場合は、日野川の水資源の有効な利活用の観点で、他の用途への転用(譲渡)についても検討されたい。

##### (イ) 工業用水道事業の給水料金体系について

- 工業用水道事業の料金体系(責任水量制)は、使用量が基本使用水量(契約水量)に達しなくても基本使用水量分の契約料金を支払うこととなっている。
- この料金体系は配水管敷設に要した経費と給水の収益との収支を考慮して決定したものであるが、これが特に小口需要者が利用しにくい要因の一つとなっている。
- ついては、今後の事業経営も勘案しつつ責任水量制と従量制との選択制を部分的に導入する等、小口の需要者が利用しやすいような料金体系を検討されたい。

#### (4) 埋立事業

##### ア 現状

埋立造成地	工場用地の状況
境港外港竹内地区	未売却279,657㎡(うち長期貸付117,198㎡)
境港外港昭和地区	ほぼ売却済み
米子港旗ヶ崎地区	
米子崎津地区	粗造成はほぼ完了。未売却244,993㎡

注) 境港外港竹内地区の未売却面積は埠頭用地29,360㎡を除く。

##### イ 課題及び意見

###### (ア) 境港外港竹内地区について

- 境港外港竹内地区については、現在購入の打診がある用地が仮に契約に至れば、長期貸付、港湾関連用地を除いた未分譲地は約8万㎡(造成面積の約10%)となる。
- 境港は、近年、山陰発のリサイクルポートの指定、国際定期貨客船の就航に加え、日本海側拠点港として国際海上コンテナ・外航クルーズ・原木の3項目が指定されるなど、北東アジアのゲートウェイとして重要性を増している。
- また、国の事業として境港外港中野地区国際物流ターミナルが事業化されており、夢みなとタワーに隣接する竹内地区南地区の貨客船ターミナルの整備も国に要望しているところである。

一方、境港への交通アクセスの面では、従来の米子道に加え山陰道も整備が進み、今後、高速道路網の整備が進んでいくことが期待されているところである。
- ついては、今後考えられる周辺環境の整備の進展を考慮し、未分譲地が今後進められる港湾整備事業の関連用地等として一層有効活用されるよう、長期的な視点に立った戦略的な販売等に努められたい。

## (イ) 米子崎津地区について

- 米子崎津地区については、県及び民間企業等との事業化に向けた協定書が締結され、メガソーラー発電施設（大規模太陽光発電施設）の用地として有効利用が進むことが期待されている。

この土地は、長年、有効な土地利用計画が見いだせないままとなっており、有効活用する見通しが立った意義は大きいと考えられる。

- 一方、本年6月、国が太陽光発電の調達価格を42円/kWh（税込み）に設定したことに伴い、事業採算性の見通しが大きく改善されたところである。
- ついては、買取価格が高く設定され事業者の経営環境が大きく変わったことを受けて、賃貸借契約での貸付料等のあり方について検討されたい。

また、上記の協定書において「発電所等の建設に際し、鳥取県内の企業又は在住者の活用に努めること」とされており、建設時を含め、県内産業の振興及び雇用拡大が図られるよう関係部局と連携して事業者に働きかけられたい。

## 2 病院事業会計

### (1) 現状

#### 平成23年度の決算状況

- 中央病院の当年度純損益は、10年連続の黒字となっている。  
厚生病院の当年度純損益も、前年度に引き続き黒字となった。
- 病院事業全体では6億1,605万円の黒字となっている。
- 平成23年度末の累積欠損金は125億9,976万円に減少している。

(単位：千円)

区 分	中央病院	厚生病院	病院事業合計
経 常 損 益	629,147	79,143	708,290
当年度純損益	547,959	68,094	616,053
累 積 欠 損 金	7,309,952	5,240,974	12,599,762

注 病院事業合計の累積欠損金には、病院統括管理費の累積欠損金を含む。

- 県立病院が地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくために果たすべき役割の明確化及び経営の効率化等を目指して、平成23年3月に平成23年度から27年度の5年間についての「第Ⅱ期県立病院改革プラン」(以下、「第Ⅱ期改革プラン」という。)が策定された。

#### ア 中央病院

- 医療体制の充実と看護サービスの向上を図るため、ここ数年来、医師をはじめとする医療従事者の確保・充実に努め、とりわけ看護体制の充実に取り組み平成22年6月に導入した7対1看護体制の維持等に努めている。これが収益の向上に大きく寄与しており、医業収益の改善が図られた。

#### イ 厚生病院

- 医療体制の充実と看護サービスの向上を図るため、中央病院と同様に7対1看護体制の維持等に努めており、これが収益の向上に寄与している。

- また、これまでの診療材料等に加え、医薬品の一括購入方式 (SPD) を平成24年1月から導入したことなどにより経費、労力の削減など業務の効率化にも努めている。

## (2) 課題及び意見

- 病院事業が公営企業として、経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するためには、診療機能の充実を図るとともに、経営健全化を進める必要がある。

このためには、次のことについて積極的に取り組まれない。

### ア 「第Ⅱ期改革プラン」の着実な推進について

- 「第Ⅱ期改革プラン」では、県の基幹病院・地域の中核病院として、高度で良質な医療を継続して提供していくため、救命救急センター機能、周産期母子医療、看護師の3人夜勤体制の維持などの医療機能の充実や、経費の節減対策などのさらなる経営効率化を目標としている。
- 今後、特に医療機能の充実を図っていくためには、医療従事者の確保が重要な課題と考えられる。
- ついては、両病院とも高度で良質な医療を行うため引き続き医師を始めとする医療従事者の確保に努め、「第Ⅱ期改革プラン」を着実に推進されたい。

### イ 中部保健医療圏における厚生病院の機能充実について

- 鳥取県保健医療計画の中で、厚生病院は、高度医療や救急医療等を行う病院として位置づけられているが、その一方診療所等からの紹介状を持たない外来患者が多い状況でもある。
- 今後、紹介状を持たない外来患者が増加すれば、医師等に過度な負担が生ずるなど中部医療圏の高度医療等を担当する総合病院としての機能が低下することが考えられる。

- ついては、厚生病院は、高度医療や救急医療等を行う総合病院としての機能の重点化を図る観点から、紹介率及び逆紹介率の向上について、より一層診療所を初めとする関係機関等との調整を進められたい。

#### ウ 適正な経理事務体制の確保について

- 中央病院では、財務システム上の総勘定元帳と未収金整理簿等の未収金残高に不一致が生じていた。また、社会保険診療基金からの医業収益を一部重複計上していたため6,319万円の過年度損益修正を行っていた。
- これらの誤りは、システム入力時の誤りや、入力後の決裁過程での確認が不十分であったことなどにより生じていると考えられるが、その点は十分に解明されていない。
- ついては、中央病院は、総勘定元帳と未収金整理簿等の不一致を精査確認するとともに、経理事務体制についての検証を行い、相互チェック機能の充実や職員の研修に努めるなどより一層適正な経理事務体制の確保を図られたい。

#### エ 補助金に係る経理処理について

- 地方公営企業法第20条では、「すべての費用及び収益を、その発生の実実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。」とされている。
- 中央病院では、平成23年度決算より県から概算払を受けた補助金のうち、同年度内に確定通知がなかった補助金を前受金の科目に計上し決算している。
- ついては、地方公営企業会計の原則等を踏まえた補助金の経理処理方法に改められたい。

#### オ 未収金(患者自己負担分)対策について

- 診療費の患者自己負担分の未収金(滞納分)は、両病院合わせて1億5,010万円と多額になっている。

- 両病院とも、これまで未収金を発生させない方策として請求書を発行できない時間外・休日の預り金の徴収やクレジット払いの導入などを行うとともに、徴収が困難な場合は弁護士法人へ回収を委託するなどして未収金回収に取り組んでいるところである。
- 今後さらに未収金の回収を進めていくためには、債務者の滞納原因や支払状況の分析をした上で状況に応じた効率的な回収を図っていく必要がある。
- ついては、両病院とも、滞納者の状況等の分類を行い、効率的な債権回収が行われるよう努められたい。
- 中央病院では、未収金徴収の基礎となる滞納整理票を作成していない状況があるので、早急に滞納整理票を整備されたい。

#### カ 会計基準の見直しに対する対応について

- 民間の企業会計との均衡を図ることなどを目的とした地方公営企業会計制度の変更に伴い、会計基準も大きく見直され、平成26年度の予算及び決算から退職給付引当金への対応などの準備を行うことが必要となっている。
- ついては、会計基準の見直しに伴う移行作業を円滑に実施するとともに、移行後の会計処理が適正に行われるよう万全の準備を図られたい。

以上が、平成23年度公営企業会計決算の審査意見書の概要であります。